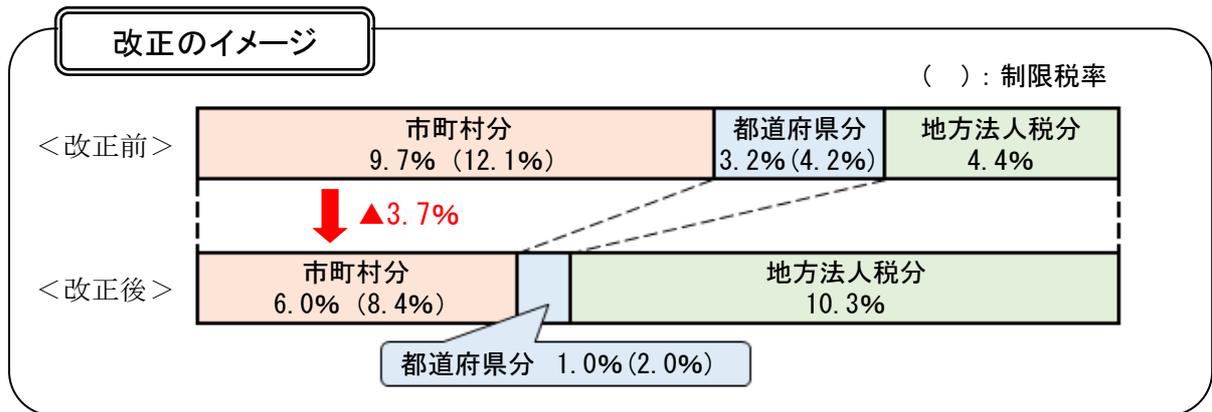


法人市民税法人税割の税率改正の概要

平成 28 年度税制改正により、法人市民税法人税割の税率が引き下げられるとともに、引下げ分に相当する地方法人税（国税）が引き上げられ、その一部が地方交付税原資とされます。

なお、これらの改正は **令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から**適用されます。



焼津市における法人市民税法人税割の税率の改正

本市においては、制限税率 12.1% に対して超過税率を 11.9% と定めています。法人住民税法人税割の標準税率及び超過税率は、次のとおり改正されました。

	改正前		改正後	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
焼津市の税率	9.7%	11.9%	6.0% (Δ3.7%)	8.2% (Δ3.7%)

予定申告における経過措置

法人税割の税率の改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以後に開始する **最初の事業年度又は連結事業年度の予定申告**に係る法人税割額については、税額を求める算式の「6 を乗じる」部分が次の値となります。税率改正後、最初の事業年度以後は、改正前と同様、「6」を乗じて計算します。

$$\text{予定申告法人税割額} = \text{前事業年度分の法人税割額} \times 3.7 \div \text{前事業年度の月数}$$